合併につき株券等提出公告

当社は、日商プロパン石油株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月十日

札幌市清田区清田四条二丁目一〇番一八号

日成株式会社

代表取締役　竹中　豊樹

合併につき株券等提出公告

当社は、日商プロパン石油株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年二月十日

北海道旭川市東鷹栖二条四丁目六三八番地の九四

東興産業株式会社

代表取締役　竹中　豊樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山辺泰一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月十日

東京都中野区中野二丁目一一番一号メイプルヒル中野三〇二号　Phase One AS

日本における代表者　山辺　泰一

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区安立二丁目六四番地、最後の住所大阪府大阪市阿倍野区北畠三丁目一〇番一号　被相続人　亡　平田　朔男

右被相続人は平成二十七年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

大阪府大阪市阿倍野区北畠三丁目一〇番一号

相続財産管理人　平田　英子

限定承認公告

本籍三重県伊勢市一之木二丁目三番、最後の住所三重県伊勢市中村町桜が丘一一〇番地二〇　被相続人　亡　河合　愛吉

右被相続人は平成二十七月十月十日死亡し、その相続人は平成二十八年一月二十二日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

大阪市北区西天満一丁目一一番二〇―一一〇四号イトーピア西天満ソアーズタワー一階　平栗法律事務所

限定承認者河合潤吉

代理人弁護士　平栗　勲

任意清算公告

当社は、平成二十八年一月二十七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月十日

東京都豊島区千早三丁目三六番七号

合資会社A&Eサービス

代表社員　海老原　司

新規信託分割の公告

三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年三月二十四日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区南青山二丁目二番八号DFビル五階

合同会社壬生キャピタル

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十八年三月九日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―六二五六―一三〇三

平成二十八年二月十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人　坪川　昇司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年三月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年二月十日

東京都千代田区九段南一丁目三番一号

あおぞら不動産投資顧問株式会社

代表取締役　成冨　一郎

吸収分割公告及び合併公告

乙及び丙は吸収分割して乙は丙のリフォーム事業に関する権利義務を承継し丙はそれを承継させることにいたしました。

また、前述の会社分割の効力発生を条件として、甲及び丙は合併して甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。

効力発生日は会社分割及び合併のいずれについても平成二十八年四月一日であり、甲及び乙は会社法第七九六条第二項に基づき、丙は合併につき同第七八四条第一項、会社分割につき同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割及び合併を決定しております。

この会社分割又は合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.misawahomeing-kinki.jp

（丙）http://tokai.misawa.co.jp/ir/account/index.html

平成二十八年二月十日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（甲）ミサワホーム株式会社

代表取締役　竹中　宣雄

大阪市西区土佐堀一丁目六番二〇号

（乙）ミサワホームイング近畿株式会社

代表取締役　小山　成治

名古屋市中区新栄二丁目一九番六号

（丙）ミサワホーム東海株式会社

代表取締役　石川　幸彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-cpn.jp/ir/00000468/uz57/

平成二十八年二月十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　水インベストメント特定目的会社

取締役　井出　清彦

訂正公告

平成二十八年二月一日（号外第二二号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、その他利益剰余金「A115,739」とあるは「A1,115,739」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年二月十日

神奈川県愛甲郡愛川町中津四千二十番地の五

株式会社トワードセントラル

代表取締役　塚原　純二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十日付第三〇号四八ページ●同日付政府調達第二七号四〇ページ●一月四日付参会第一号（その一）二ページ●同（その二）二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）